

がんの保障に  
関心がある方はこちら!

## 簡単2STEP! お申し込み手続きのご案内

この商品は以下の保障をご希望されるお客さまにおすすめの商品です。商品内容がお客さまのご希望に沿っているかご確認ください。  
■本チラシでご案内する保障分野:がんの保障

### STEP 1 まずはLINEから簡単見積もり!

おすすめプランを  
ご案内します!



以下の二次元バーコードを読み取り、「SOMPOひまわり生命(組織募集用)」のLINEアカウントを友だち追加してください。保険種類・生年月日・性別等を入力すると、おすすめプランの保険料をご確認いただけます。

※おすすめプランをご希望の場合はLINEからお申込みいただけます。  
その他のプランをご希望の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

「健康をサポートするがん保険 勇気のお守り」を選択

生年月日・性別等を入力

各プランの保険料を確認



友だち追加は  
こちらから!



\*スマートフォンのみ  
ご利用いただけます。

### STEP 2 プランが決まったら、あとはLINEから申込みするだけ!

ご希望のプランを選択し、LINE内のリンク先から各種帳票をダウンロードしてください。各種帳票は電子機器(スマートフォンやPC等)に保存し、大切に保管してください。また、お申込み前に必ず内容をご確認ください。

<ダウンロードしていただく帳票>

- パンフレット
- ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)
- がん保険職域用(簡易告知)説明チラシ

お客さまの情報を  
ご入力ください



ご希望のプランを選択

各種帳票をダウンロード・保存

健康状態を入力

お客さまの情報を入力(氏名・住所等)

ご意向の確認

お申込み完了!

- お申込み方法などの詳細は取扱代理店までお問い合わせください。
- 最終画面の「お申込みする」ボタンを押下し手続き完了をもって、申込日・告知日が確定します。お手続き中に日付をまたぐ場合、申込日・告知日が翌日にずれるため、保険料が変更になる等お申込み内容に変更が生じることがありますのでご注意ください。
- 通信料はお客さまのご負担となります。

#### お申込み前にご確認ください

- 取扱保険会社の範囲: SOMPOひまわり生命の他、1社の保険商品を取り扱っており、保険会社名は当社ホームページにも掲載しています。
- 勧誘方針・プライバシーポリシー: 当社ホームページに掲載しています。  
<https://nit2016.com/jp/insurance/>
- 代理店の権限・告知受領権の有無: 生命保険募集人(募集代理店含む、以下「募集人」)はお客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はなく、契約の成立には、保険契約の申込みに対する保険会社の承諾を必要とします。募集人には告知受領権がなく、募集人に口頭でお話しされても、告知していただいたことにはなりません。
- 推奨理由: 簡易告知制度が利用可能ながん保険のうち、お客さまの利便性向上等を踏まえLINE上でお申込み可能なSOMPOひまわり生命の商品をご案内しています。当社推奨商品以外の保険商品をご希望の際は、担当者にお申し付けください。取扱保険会社の商品範囲内で、ご希望の保険商品を改めてご案内させていただきます。

お問い合わせ先

ニッショー保険トラベル株式会社  
〒566-8510  
大阪府摂津市千里丘新町3番26号 ニプロ株式会社内  
TEL: 06-4861-7052  
FAX: 06-4861-7057

SOMPOひまわり生命保険株式会社

<公式ウェブサイト> <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

SOMPOひまわり生命  
あなたが健康だと、だれかがうれしい。

## ニプログループのみなさまへ

簡易告知用

健康をサポートするがん保険  
勇気のお守り

は、がん予防・早期発見・万が一の保障・  
治療後のケアまでトータルにサポートします!

このチラシは、パンフレット(印刷物番号802702)と一緒にご覧いただく補助資料です。商品の詳細につきましては、必ずパンフレットをご覧ください。パンフレットはこちらからご確認ください。➡



## 2種類の主契約からニーズに合わせて選択可能!

### がん治療給付型 終身がん保険(C2) (がん治療給付型) (I型)

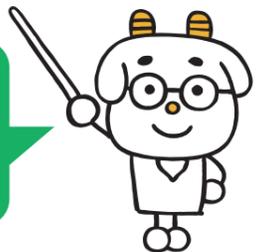
- ポイント1 入院だけでなく、  
増えつつある通院治療も  
保障します。
- ポイント2 一人一人に合った  
選択肢が選べるよう、  
幅広い治療を保障します。
- ポイント3 通算120か月の給付金で、  
長引く治療も  
しっかりサポートします。

### がん診断給付型 終身がん保険(C3) (がん診断給付型)

- ポイント1 治療の長期化や  
万が一の再発・  
転移もサポートします。  
回数無制限(1年に1回限度)
- ポイント2 がん罹患による収入減少や  
さまざまな出費の増加を  
カバーできます。



簡単な4つの告知で  
お申込みいただけます!



- お申込み時の告知がすべて「いいえ」の場合でも、お仕事の内容や過去のお申込み(または同時申込みした他の保険商品)の告知内容や給付金支払歴によってはお引受けできない場合があります。
- お申込みの際には、告知書(告知サポート資料)の画面を必ずご確認ください。



おすすめプランなら  
LINEから簡単にお申込みいただけます!

- 企業・団体またはそのグループ会社に所属しているご本人さまのみ、LINEでのお申込みが可能です。ご家族さまの保障をご希望の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。
- システムメンテナンス等のため、一時的にお手続きができない場合があります。



詳細は中面をご覧ください。➤

月ごとの給付により治療費をサポート！  
毎月の治療費に備えることができます。

がん治療給付型 終身がん保険(C2) (がん治療給付型)(I型)

●主契約は終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)です。

■保障内容

保険期間:終身

<プランの見方>  
○付加する、— 付加しない  
記載されているプラン以外の保障  
をご希望の場合は、代理店までお  
問い合わせください。

お支払限度

		プラン I	プラン II	—	
		基準給付月額 10万円	基準給付月額 5万円	—	
主契約	がん治療給付金	通算120か月限度 (1か月に1回) *手術・放射線治療・ 入院については 通算無制限	1か月につき 10万円	1か月につき 5万円	—
	自由診療 抗がん剤・ ホルモン剤治療 給付金	通算12か月限度 (1か月に1回)	1か月につき 20万円	1か月につき 10万円	—
	自由診療 乳房再建給付金	一乳房につき 1回限度	一乳房につき 10万円	一乳房につき 5万円	—
オプション	新がん先進医療 特約※1※2	がん先進医療給付金 通算 2,000万円	—	—	—
	がん先進医療給付金 がん先進医療支援給付金	がん先進医療支援給付金 同一の先進医療の 療養について1回限り	—	—	—
	がん保険料免除 特約	—	○	○	—
	がん診断給付 特約	回数無制限 (1年に1回限度)	○ 1回につき 100万円	○ 1回につき 50万円	—
	がん外来治療給付 特約※3	通算無制限 (1年間120日限度)	—	—	—
	がん入院 特約	日数無制限	—	—	—

一生涯保障

一生涯保障

まとまったお金で治療をサポート！  
治療費以外のさまざまな費用にも備えることができます。

がん診断給付型 終身がん保険(C3) (がん診断給付型)

●主契約は終身がん保険(C3)(がん診断給付型)です。

■保障内容

保険期間:終身

<プランの見方>  
○付加する、— 付加しない  
記載されているプラン以外の保障  
をご希望の場合は、代理店までお  
問い合わせください。

お支払限度

		プラン III	プラン IV	—	
		給付金額 100万円	給付金額 50万円	—	
主契約	がん診断給付金	回数無制限 (1年に1回限度)	1回につき 100万円	1回につき 50万円	—
	新がん先進医療 特約※1※2	がん先進医療給付金 通算 2,000万円	—	—	—
オプション	がん先進医療給付金 がん先進医療支援給付金	がん先進医療支援給付金 同一の先進医療の 療養について1回限り	—	—	—
	がん保険料免除 特約	—	○	○	—
	抗がん剤・ ホルモン剤治療 給付特約	抗がん剤・ホルモン剤治療給付金 自由診療抗がん剤・ホルモン剤 治療給付金	—	—	—
	がん外来治療給付 特約	通算無制限 (1年間120日限度)	—	—	—
	がん入院特約	日数無制限	—	—	—
	がん診断給付金	回数無制限 (1年に1回限度)	1回につき 100万円	1回につき 50万円	—

一生涯保障

一生涯保障

●保険料払込期間中または終身にわたって保険料をお払込みいただくご契約の場合、死亡給付金はありませぬ。また、保険料払込期間中の解約返戻金はありませぬ。

※1 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限ります。そのため、対象となる医療技術・施設基準は変動します。

※2 被保険者がすでに当社で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。

※3 この特約はがん診断給付特約と同時付加が必要です。

▲ がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期の属する日から起算して3か月経過後となります。